

仕 様 書

1 件 名

令和5年度東京マラソン観光みどころマップ（WEB サイト）の作成及び広報業務等委託

2 目 的

東京マラソンコース周辺を中心とする都内の観光スポット、観光ルート等を盛り込んだ、「東京マラソン観光みどころマップ（WEB サイト）」（以下「観光みどころマップ」という。）を構築し、広く広報宣伝活動をすることで東京都内の観光周遊に繋げる。

3 委託期間

令和5年6月1日から令和6年3月31日まで

4 履行場所

公益財団法人東京観光財団（以下「財団」という。）の指定する場所

5 委託内容

（1）観光みどころマップの作成

以下の内容にて観光みどころマップを作成すること。

ア 主な掲載内容

- ①対象地域の地図（マラソンコース案内を含み、観戦者や旅行者等にわかりやすいように鉄道駅が明示されている地図を使用すること。）
- ②ポイントとなる地域の拡大地図（10箇所程度）
- ③マラソンコース周辺の観光スポット、その他観戦者の利便に資する有益な情報
- ④東京マラソン EXPO 情報
- ⑤東京観光情報センター関連情報
- ⑥関連情報掲載サイトのリンク先

取材、調査、連絡先・リンク先 URL の確認、写真等の素材収集・使用許諾の申請、翻訳、観光みどころマップ掲載施設への SNS 投稿協力依頼、原稿作成に係る諸作業は本委託に含む。また、上記コンテンツについては、財団が所有する東京マラソン応援サイト「東京マラソン 2023 観光みどころマップ」（URL：<https://tm-map.com/>）（以下、「既存サイト」という。）のデータ等を引き継いで作成することも可能とする。その場合も既存サイトに掲載している情報については全て内容を確認し、必要に応じて更新作業を行うこと。なお、既存サイトを引き継いで作成する場合は、データ等は財団から提供する。

イ デザイン・レイアウト

画面のデザイン・レイアウト等について、複数案を提案し、財団と協議の上決定・作成すること。

ウ 言語

日本語及び英語

エ WEB サイトの管理運用

①ドメイン及びサーバー等の管理運用

ドメインについては、既存サイトにて利用している〔tm-map.com〕にて管理運用を行うこと。また、観光みどころマップは財団が用意するサーバーにて管理運営するものとし、受託者は、WEB サイト運営が正常に行われるために必要な全てのサーバー保守、データバックアップ、モニタリング等の管理を行うこと。

((参考) 財団が所有するサーバーの契約期間: 令和5年4月15日～令和6年4月14日)

- ②観光みどころマップは、原則24時間365日閲覧可能な状態にすること。必要に応じてネットワーク機器の稼働監視、サーバーの稼働監視、その他侵入検知や改ざん検知等の対策も行うこと。
- ③不具合が発見された場合は直ちに財団に報告し、対処について協議すること。
- ④WEB サイト運営に使用するシステム等(サーバーなどのインフラ、使用ツール類、CMS等)は、必要に応じて最新版へのアップデートを実施すること。脆弱性や不具合など、緊急性の高いものについては、速やかに財団に共有し、指示を仰ぐこと。なお、アップデートを実施した際は財団へ報告すること。
- ⑤GDPR(EU一般データ保護規則)に則り、対応した個人情報取扱規約、プラットフォーム利用規約、クッキーポリシーの制作・更新・掲載作業(日・英)を行うこと。作業にあたっては、受託者自身でも最新の情報収集に努めること。
- ⑥観光みどころマップは中立性に配慮し構成すること。また、サイト内の全ての企画は、他人の名誉、信用、プライバシー権、肖像権、著作権、その他の権利を侵害しないものであること。また、公序良俗、一般常識に反する内容でないこと。
- ⑦管理運用にあたっては別紙「東京都公式ホームページ作成に係る統一基準」を順守すること。

オ 規格等

- ①年間を通してWEBサイトを開設しておくこと。内容については既存サイトなどを想定しているが、財団と協議の上決定すること。
- ②観光みどころマップの掲出時期は令和6年1月中旬頃とすること。
- ③掲載情報に内容修正等があった場合は財団と協議の上、適宜修正を行うこと。
- ④トップ画面の情報量はA4サイズにて5ページ程度とし、観光ポイント(10箇所程度)には別途、拡大された詳細ページを作成すること。
- ⑤検索上位となるようにSEO対策等を講じること。
- ⑥動作環境はPC及びスマートフォン・タブレット等、多様な電子機器からのアクセスに対応したレスポンシブデザインとすること。なお、動作環境は下記を想定する。

OS: Windows10以上、MacOSX10.15以上、iPadOS13以上、Android10.0以上

ブラウザ: Edge、Chrome、Safari(契約締結時点で最新のもの)

カ 留意事項

- ① 地図の利用許諾(著作権等)に係る費用についても本契約に含まれるものとする。
- ② 第三者の著作物を利用して作成する場合は、観光みどころマップへの掲載だけでなく東京マラソンに係る会場において一部改編して掲示・配布する等の利用についても当該第三者の許諾を得ておくこと。
- ③ 観光みどころマップに掲載する文章は、公共の制作物の出典になり得る資料に

より作成すること。また、財団が確認のため、出典資料を求めたときは、速やかに提出すること。

- ④ 必要に応じて利用者の利便性や観光みどころマップの利用価値を高める施策を実施すること。内容については、財団と協議の上決定する。
- ⑤ 感染症等事由によりマラソン EXPO 及びマラソン祭りが中止あるいは変更等になった場合については、掲載内容について財団と協議の上、決定する。
- ⑥ 本業務の契約履行期間の満了、その他契約の終了等の事由の如何を問わず本業務が終了となる場合には、受託者は財団の指示のもと、本業務終了日までに財団が継続して本業務を遂行できるよう必要な措置を講じるため、業務引継ぎに伴うシステム移行等に必要となる構成要素（データ、ページやコンテンツ等）を円滑に提供できるようにすること。なお、引継ぎに係る費用は当委託料に含まれるものとする。なお、財団から要求があった場合、ソースコードやデータベースを速やかに提供すること。

(2) 観光みどころマップの宣伝カードの作成

ア 作成内容等

5 (1) で作成する観光みどころマップの周知を目的として、観光みどころマップ作成のお知らせと観光みどころマップへリンクする QR コードを掲載したカードを作成すること。

なお、カード配布の促進、観光みどころマップへの訪問を増やすため、デザインを複数案提案すること。

イ 言語

日本語及び英語

ウ 規格等

- ① サイズ 名刺サイズ (4号 55×91mm)
- ② 色 4色刷 (両面刷)
- ③ 部数 1,500部
- ④ 納品時期 令和5年12月下旬 (予定)

(3) 観光みどころマップの広報宣伝活動

ア 実施計画

各広報宣伝活動について、制作期間・実施時期・結果の検証期間及び方法等を含めた実施計画書を作成すること。

イ 広報宣伝活動

本事業の認知度向上及び利用者拡大を図るため、以下の広報宣伝活動を提案の上、実施すること。

- ① SNS ツールや国内外の広告・広報媒体等
- ② 宣伝効果が見込まれるサイトへのリンク
- ③ その他効果的と思われる広報宣伝活動

上記の広報宣伝活動を実施するにあたり以下 a～e の要件について整理し、具体的な内容を提案すること。

- a. 影響力：ページビュー数／フォロワー数等/エリア／メディア特性／視認性

- b. 訴求対象：国／年齢層／閲覧者層等
- c. 対象言語：日本語・英語
- d. 掲出期間：掲出日程（年間スケジュール含む）、日数、時間
- e. 訴求内容

ウ アクセス解析・分析

原則として Google Analytics (GA4) を利用して、以下の項目について、アクセス解析を行うために必要な設定を行うこと。

- ・表示回数（総ページビュー）
- ・ユーザー数、ユーザー属性（国別等）
- ・新しいユーザー数（新規ユーザー数）
- ・セッション数
- ・トップページ PV 数
- ・財団の指定するページの PV 数

エ 目標数値

広報宣伝活動については以下の数値を目標として、外国人旅行者も含め、効果的な広報宣伝活動を提案すること。

○日本語サイト

・ページビュー数：約 90,000 ・ユーザー数：約 21,000 ・セッション数：約 25,000

○英語サイト

・ページビュー数：100,000 ・ユーザー数：約 33,000 ・セッション数：約 39,000

6 成果物の納品

受託者は、以下の成果物を適宜提出すること。電子データは、Windows パソコン（OS：Windows10、11）で閲覧できるようにすること。ドキュメントは Microsoft office で基本的に作成すること。データについては、全ファイルウイルスチェックの上、CD-ROM または DVD-ROM に保存し、3部納品すること。成果物の納品形態、方法については財団と協議の上決定すること。

(1) 観光みどころマップのデータ

ア 継続して使用ができるデータ、ページ・コンテンツ等

※ 再編集、更新が可能であるよう、汎用性の高いソフトを利用すること。

イ PDF 版データ

※ WEB で掲載するため、軽量化を図ること。データ容量が大きい場合は、一括版と分割版で納品すること。

ウ 原稿に使用した写真、画像等のデータ

(2) 観光スポット情報に関する連絡リストのデータ

(3) 観光みどころマップ宣伝カードのデータ

7 権利の帰属

本件委託により発生する成果物の著作権等の取扱いについては、「電子情報処理業務に係る標準特記仕様書」(https://www.tcvb.or.jp/jp/denshi_tokkishiyousyo.docx)『14 著作権等の取扱い』に定めるところによる。

8 第三者委託の禁止

本委託業務は、原則として第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ書面により申し出、財団の承諾を得た事項についてはこの限りでない。

9 グリーン購入ガイドの遵守について

印刷物の制作にあたっては、「東京都グリーン購入ガイド（2023 年度版）

（https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/policy_others/tokyo_green/tokyo_green.html）」「印刷物」等を確認の上、可能な限り対応すること。

10 秘密の保持

受託者は、第 8 項により財団が承認した場合を除き、委託業務の内容を第三者に漏らしてはならない。この契約終了後も同様とする。

第 8 項により財団が承認した再委託先についても、同様の秘密保持に関する責務を課し、受託者が全責任を負って管理するものとする。

11 委託事項・関係法令の遵守

本委託契約の履行に当たっては、関係法令、条例及び規則等を十分に遵守すること。

12 個人情報の保護等

- (1) 「公益財団法人東京観光財団 サイバーセキュリティ基本方針」及び「公益財団法人東京観光財団 サイバーセキュリティ対策基準」の趣旨を踏まえ、「電子情報処理業務に係る標準特記仕様書」に定められた事項を遵守すること。
- (2) 本事業において保護すべき「個人情報」とは、本事業を遂行するために財団が収集・保管する情報のうち以下の事項をいう。本件における「個人情報」として、以下の事項を想定している。
 - ア 当財団職員を含め、本事業の遂行にあたる関係者の個人情報（氏名/メールアドレス/住所/電話番号/所属等） など
 - イ 観光スポット施設等の連絡先
- (3) 本事業の遂行にあたり第 8 項により財団に承諾を得て一部業務を再委託させる事業者においても、当該事業者が当事業における個人情報を扱う場合は、「電子情報処理業務に係る標準特記仕様書」にある事項を遵守させること。また、以下のいずれかを取得している事業者（あるいは今後取得予定である事業者）であることが望ましい。
 - ア 一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）が運用する ISMS 適合性評価制度における ISO/IEC27001 と同程度の認証
 - イ 一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）の認定するプライバシーマークと同程度の認証

13 支払

受託者への支払は、委託完了届等による財団担当者の検査終了後、受託者からの支払請求書に基づいて委託料を一括で支払うものとする。

14 その他

- (1) 財団は必要に応じて本契約に係る情報（受託者名・契約種別・契約件名及び契約金額等）を公開することがあるが、受託者はこれを了承するものとする。
- (2) 本仕様書に記載のない事項及び疑義がある場合は、財団と事前に協議すること。
- (3) 受託者は、本事業の開始に当たって、スケジュールを提示し、財団の了承を得ること。財団と密接な連絡を取るとともに、適宜進捗状況を報告し、財団の確認を得ること。
- (4) 事故等が発生した場合は、速やかにこれを処理し、直ちに財団に連絡すること。
- (5) 本委託業務に係る費用は、特に仕様書に明記するものを除き、全て契約金額に含むものとする。
- (6) 財団が必要と認めるときは、受託者と協議の上、本契約の内容を変更することができる。

連絡先：公益財団法人東京観光財団
総務部デジタルズインフォメーション課 03-5579-2675